

---

**監 査 委 員**

---

**2年監査公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和元年度に執行した監査の結果（令和元年9月1日から令和元年10月31日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

令和2年1月17日

京都府監査委員 井 上 重 典  
同 岡 本 和 徳  
同 森 敏 行  
同 小 林 裕 明

なお、監査執行者は、次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
井 上 重 典	令和元年9月1日～令和元年10月31日
岡 本 和 徳	令和元年9月1日～令和元年10月31日
森 敏 行	令和元年9月1日～令和元年10月31日
小 林 裕 明	令和元年9月1日～令和元年10月31日

**第1 定期監査**

令和元年9月1日から令和元年10月31日までの間にお

ける定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

令和元年度の監査対象機関のうち、知事部局11箇所、教育委員会3箇所、警察本部4箇所の計18箇所について監査を執行した。その他主要な工事3箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
府立植物園	令和元年9月19日	書面監査
中小企業技術センター	令和元年10月2日・31日	実地監査
府立農業大学校	令和元年10月16日・31日	実地監査
病虫害防除所	令和元年9月11日・12日・10月31日	実地監査
農林水産技術センター	令和元年9月11日・12日・10月16日・31日	実地監査
南丹家畜保健衛生所	令和元年9月10日	書面監査
府立北桑田高等学校	令和元年9月19日	書面監査
府立大江高等学校	令和元年10月24日・31日	実地監査
府立丹波支援学校	令和元年9月17日	書面監査
亀岡警察署	令和元年9月3日	書面監査
南丹警察署	令和元年9月3日	書面監査
綾部警察署	令和元年10月9日	書面監査
舞鶴警察署	令和元年10月9日	書面監査
南丹広域振興局	令和元年9月3日～5日・9日・10月15日	実地監査
南丹保健所	令和元年9月9日・10月15日	実地監査
南丹土地改良事務所	令和元年9月3日～5日・9日・10月15日	実地監査
南丹農業改良普及センター	令和元年9月3日～5日・9日・10月15日	実地監査
南丹土木事務所	令和元年9月2日～5日・10月15日	実地監査
水産事務所（平成30年度舞鶴漁港整備工事（浚渫））	令和元年9月18日	工事監査
港湾施設課（重要港湾舞鶴港京都舞鶴港「海の京都駅（仮称）」推進工事）	令和元年9月19日	工事監査

丹後広域振興局（災害関連緊急治山事業及び保安林危険木捕捉事業）	令和元年10月25日	工事監査
例月出納検査（会計事務月例点検）	令和元年9月25日・30日	-
	令和元年10月28日・31日	-

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成30年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、令和元年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 合规性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。
- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実
- (3) 次の重点項目を設定し、効率的・効果的な監査を実施する。

- ア 補助金交付事務は、適正に行われているか。
- イ 契約に係る事務処理は、適正に行われているか。

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金等	課税	納税	工事	その他	合計
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

① 収入

- ・調定漏れなど債権管理が著しく不適切な事例が認められた。（南丹保健所）

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金等	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3

① 契約

- ・完了検査の不備（農林水産技術センター、南丹広域振興局）

② 物品

- ・備品登録等の不備（中小企業技術センター）

第2 財政的援助団体等監査

令和元年9月1日から令和元年10月31日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成30年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した2団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
職業訓練法人 城南地域職業訓練協会	出資管理	令和元年10月23日	書面監査
株式会社 設計京北	管理	令和元年10月24日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

- ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。
- イ 内部牽制（チェック）体制は採られているか。
- ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。
- エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。
- オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

事業運営及び管理委託に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていた。